

公益財団法人 大和証券福祉財団
「令和2年度（第27回）ボランティア活動助成」採択事業

そこが知りたい！ 成年後見制度

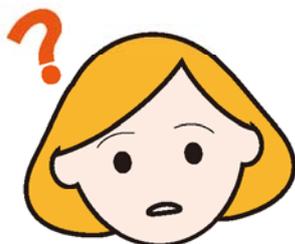
NPO法人 市民後見センターはままつ

目次

1.成年後見制度について	2
法定後見制度－後見・保佐・補助の3類型－ ...	4
後見人等の仕事	8
申立て手続きの流れ	10
後見人等の就任期間	14
後見人等の仕事の監督	15
2.任意後見制度について	16
契約締結前に決めておく内容	18
任意後見契約－代理権目録（例）－	20
任意後見契約の締結から発効までの流れ	21
任意後見契約の解除	22
3.法定後見と任意後見の違いについて	23
4.任意後見とセットで検討しておきたいもの	24
5. 成年後見制度利用に係る費用まとめ	26

1. 成年後見制度について

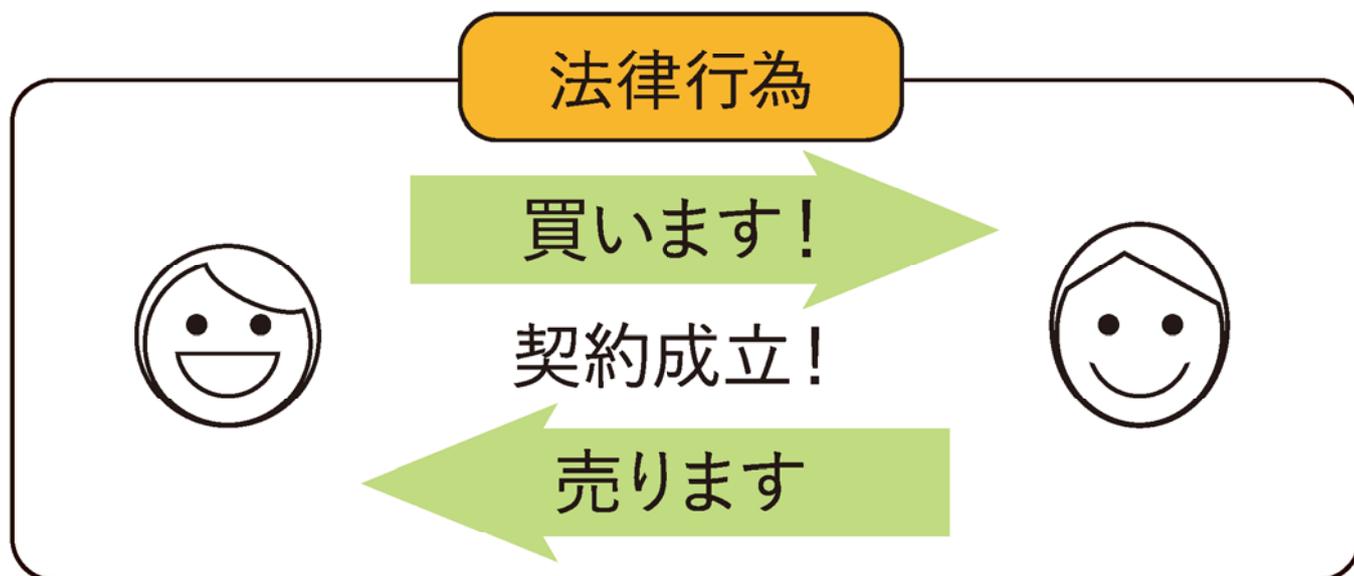
成年後見制度は、「判断能力が不十分な人を保護する制度」です。



判断能力が不十分ってどういうこと？

「判断能力が不十分な人」とは、法律行為を行った結果が、自身にとって有利か不利かを判断できない人、を意味します。

法律行為は、契約書を交わさなくても成立します。たとえば、お店でモノを買う時に、お客が「〇〇を買います」と言い、お店が「はい、売りましょう」となった場合、この「買います」「売ります」という約束が「契約」です。

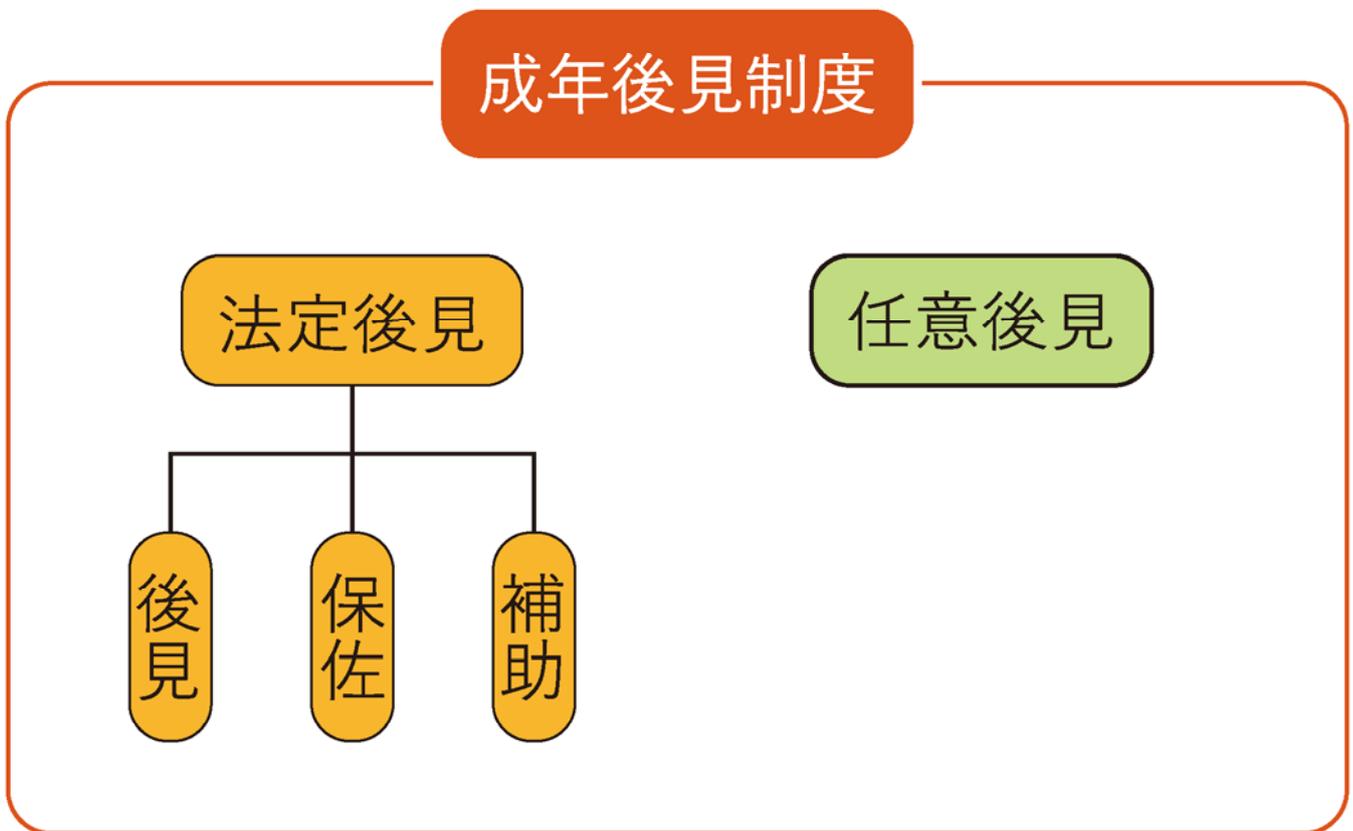


「判断能力が不十分」とは、このような契約をする際に、買おうとするモノの価格が適性なのか?自分にとって必要なものなのか?などの判断ができないことを意味します。

成年後見制度は、このような判断能力が不十分なため契約等の法律行為を行えない人を後見人等が代理し、必要な契約等を締結したり財産を管理したりして本人の保護を図る制度です。

「成人」で、知的・精神障がいや認知症等により「判断能力が不十分な人」が対象です。身体上の障がいのみで精神的障がいを有しない人や未成年者は、対象外です。

成年後見制度には「法定後見」と「任意後見」があります。



「法定後見制度」は、判断能力が不十分になった場合、申立てにより家庭裁判所が後見人等を決めます。判断能力が不十分な順に、後見、保佐、補助の3つの制度 (= 類型) があります。

「任意後見制度」は、将来、判断能力が不十分となったときに備える制度です。本人の判断能力があるうちに、将来、自らの判断能力が低下した場合に備え、任意後見人を選んでおきます。

法定後見制度－後見・保佐・補助の3類型－

本人の状態に応じて「後見」「保佐」「補助」の3類型があります。代理・同意・取り消すことができる行為が類型ごとに異なります。制度を利用するためには、家庭裁判所に後見（保佐、補助）開始の審判の申立てを行います。

法定後見制度の3類型

	後見	保佐	補助
対象となる方	判断能力が欠けているのが通常の状態の方	判断能力が著しく不十分な方	判断能力が不十分な方
成年後見人等が同意又は取り消すことができる行為(※1)	原則としてすべての法律行為	借金、相続の承認など、民法13条1項記載の行為のほか、申立てにより裁判所が定める行為	申立てにより裁判所が定める行為(※2)
成年後見人等が代理することができる行為(※3)		申立てにより裁判所が定める行為	

- ※1 成年後見人等が取り消すことができる行為には、日常生活に関する行為（日用品の購入など）は含まれません。
- ※2 民法13条1項記載の行為（借金、相続の承認や放棄、訴訟行為、新築や増改築など）の一部に限ります。
- ※3 ご本人の居住用不動産の処分については、家庭裁判所の許可が必要となります。

※補助開始の審判、補助人に同意権・代理権を与える審判、保佐人に代理権を与える審判をする場合には、ご本人の同意が必要です。

資料：「成年後見制度－利用をお考えのあなたへ－」家庭裁判所 を参考に一部修正。

後見

後見は、たとえば、日常の買い物が全くできない等「判断能力が全くない方」が対象です。

後見人には、被後見人の財産管理についての包括的な代理権と、日常生活に関する行為以外の法律行為についての取消権が与えられます。ただし、居住用不動産の処分（売却、賃貸、賃貸借の解除等）には、家庭裁判所の許可が必要です。

取消権とは、被後見人が行った法律行為（日用品の購入等を除く）を取り消すことができる権限です。

被後見人になると、原則として、印鑑登録が抹消されます。

本人（＝判断能力が不十分な方）と後見人等の呼び方

類 型	本 人	支 援 者
成年後見	成年被後見人 （被後見人）	成年後見人 （後見人）
保 佐	被保佐人	保佐人
補 助	被補助人	補助人

保佐

保佐は、法律行為を行うことはできても、民法13条1項に規定する「重要な財産に関する行為」について、一人で行うには不安があり、常に他人の援助を必要とする方が対象です。

保佐人には、被保佐人が行う「重要な財産に関する行為」について**同意権、取消権**が与えられます。たとえば被保佐人が家を新築するためには、保佐人の同意が必要となります。保佐人の同意なく被保佐人がこれらの行為を行った場合、取り消すことができます（日用品の購入等を除く）。

民法13条1項に記載された以外の行為については、申立てにより、保佐人に同意権を与えることができます。また、保佐人に特定の法律行為に対する代理権を追加できます。代理権の追加には「**本人の同意**」が必要です。

これら同意権・代理権は、後日、その全部または一部を申立てにより取り消すことができます。本人の判断能力の減退や回復に応じて柔軟に保佐人の権限の範囲を調整することができます。

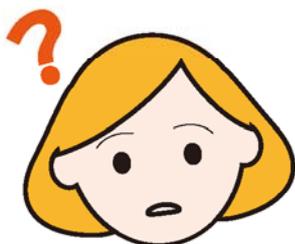
補助

補助は、民法13条1項の「重要な財産に関する行為」について、一人で行うことはできるものの他人の援助を受けたほうが安心、という方が対象です。

後見や保佐と異なり、申立ての際「本人の同意」が必要です。

補助人には、申立てにより、被補助人が行う民法13条1項に記載された行為の一部について同意権・取消権が与えられます。

補助人は、同意権が認められた行為について、被補助人が補助人の同意なく行った場合、取り消すことができます（日用品の購入等を除く）。



民法13条1項に規定する行為ってなあに？

- 一 元本を領収し、又は利用すること。
- 二 借財又は保証をすること。
- 三 不動産その他重要な財産に関する権利の得喪を目的とする行為をすること。
- 四 訴訟行為をすること。
- 五 贈与、和解又は仲裁合意（仲裁法（平成十五年法律第百三十八号）第二条第一項に規定する仲裁合意をいう。）をすること。
- 六 相続の承認若しくは放棄又は遺産の分割をすること。
- 七 贈与の申込みを拒絶し、遺贈を放棄し、負担付贈与の申込みを承諾し、又は負担付遺贈を承認すること。
- 八 新築、改築、増築又は大修繕をすること。
- 九 第六百二条（短期賃貸借）に定める期間を超える賃貸借をすること。

後見人等の仕事

後見・保佐・補助人（以下、総称して「後見人等」）は、ご本人の意思を尊重し、かつご本人の心身の状態や生活状況に配慮しながら、必要な代理行為を行い、財産を適正に管理します。また、それらの内容を記録し、定期的に家庭裁判所に報告します。

後見人等には、次のような仕事と義務があります。

1 財産管理

ご本人の収入・支出や不動産などの財産の管理。

ただし、居住用不動産の処分（売却、賃貸、賃貸借の解除等）には、家庭裁判所の許可が必要。

2 身上の保護（身上監護）

ご本人が快適な生活を維持できるように法律行為を行うこと。

たとえば、要介護認定等の申請、介護契約の締結、施設の入退所契約の締結等。

3 家庭裁判所及び後見監督人への報告

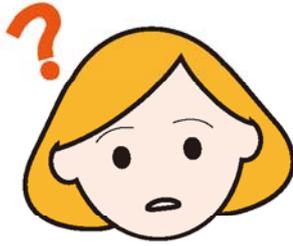
常日頃から事務の内容や書類等を整理して報告に備えておく必要がある。

4 身上配慮義務

ご本人の意思を尊重し、その心身の状態に応じて快適に生活できるように配慮する義務。

5 善良な管理者としての注意義務

他人の財産管理等の事務を行う者に求められる重い注意義務。後見人等の職業や地位、知識等から判断し、一般的に要求されると考えられる程度の注意を払って事務を行わなければならない。



後見人等にできない行為はあるの？

ご本人の死後の事務や相続に関わる業務は、原則として、後見人等の仕事には含まれません。

また、以下の行為も後見人等の仕事の対象外です。

- ・ご本人の日用品の購入に対する同意や取消
- ・食事や排せつ等の介助等の事実行為
たとえば、ご本人のオムツを交換するなどの介護行為は、後見人等としての仕事ではない。
ただし、入所先施設を探したり、調査したりすることは、後見人等の仕事に含まれる。
- ・医療行為への同意
- ・身元保証人、身元引受人、入院保証人等への就任
- ・本人の住居を定めること。
- ・婚姻、離婚、養子縁組・離縁、認知等
- ・遺言や雇用契約の締結等

申立て手続きの流れ

成年後見制度を利用するためには、ご本人の住所地を管轄する家庭裁判所に「後見（保佐・補助）開始の審判の申立て」を行います。

申立てができるのは、本人、配偶者、四親等内の親族等（一定の場合には、市町村長も申立て可能）です。また、申立てに係る費用は、1万円程度（鑑定費用を除く）で、原則、申立人の負担です。

なお、申立ての取り下げには、家庭裁判所の許可が必要です。

家庭裁判所に
申立て

必要書類を提出

審理

- ・申立書類の審査
- ・申立人、候補者との面接
- ・調査官調査
- ・鑑定（鑑定費用：5～20万円程度）
- ・親族照会 など

審判

審判書により後見人決定
後見開始

審判確定

後見人の業務開始
審判書受領後 2週間で確定

申立てから審判までの期間は、およそ2ヵ月～半年程度です。

家庭裁判所に申立てをする際、希望する後見人等候補者を記載することができます。ただし、希望とは異なる人や、見ず知らずの第三者が後見人等として選任されることがあります（下記参照）。

しかし、家庭裁判所に不服を申立てることはできません。

希望する後見人等候補者が選任されない例

- (1) 親族間に意見の対立がある場合
- (2) 流動資産の額や種類が多い場合
- (3) 不動産の売買が予定されているなど、申立ての動機となった課題が重要な法律行為を含んでいる場合
- (4) 遺産分割協議など、成年後見人等候補者と本人との間で利益相反する行為について、成年後見等監督人に本人の代理をしてもらう必要がある場合
- (5) 成年後見人等候補者と本人との間に高額な貸借や立替金があり、その精算の可否等について第三者による調査、確認を要すると判断された場合
- (6) 従前、成年後見人等候補者と本人との関係が疎遠であった場合
- (7) 年間の収入額及び支出額が過大であったり、年によって収支に大きな変動が見込まれるなど、第三者による収支の管理を要すると判断された場合
- (8) 成年後見人等候補者と本人との生活費等が十分に分離されていない場合
- (9) 申立時に提出された財産目録や収支状況報告書の記載が十分でないなどから、成年後見人等としての適格性を見極める必要があると判断された場合
- (10) 成年後見人等候補者が後見事務に自信がなかったり、相談できる者を希望した場合
- (11) 成年後見人等候補者が自己または自己の親族のために本人の財産を利用（担保提供を含む。）し、または利用する予定がある場合
- (12) 成年後見人等候補者が、本人の財産の運用（投資等）を目的として申し立てている場合
- (13) 成年後見人等候補者が健康上の問題や多忙などで適正な後見事務を行えない、又は行うことが難しいと判断された場合
- (14) 本人について、訴訟・調停・債務整理等、法的手続を予定している場合
- (15) 本人の財産状況が不明確であり、専門職による調査を要すると判断された場合

申立てに必要な書類

1. 申立書類

- ・後見・保佐・補助開始等申立書
- ・代理行為目録【保佐・補助開始申立用】
- ・同意行為目録【補助開始申立用】
- ・申立事情説明書
- ・親族関係図
- ・親族の意見書
- ・後見人等候補者事情説明書（候補者がいない場合、提出不要）
- ・財産目録
- ・相続財産目録（本人を相続人とする相続財産がない場合、提出不要）
- ・収支予定表

2. 添付書類

- ・本人の戸籍謄本(全部事項証明書、発行から3か月以内)
- ・本人の住民票又は戸籍附票(発行から3か月以内)
- ・成年後見人等候補者の住民票又は戸籍附票(発行から3か月以内)
※法人の場合には、当該法人の商業登記簿謄本
- ・本人の診断書(発行から3か月以内)
- ・本人情報シート写し
- ・本人の健康状態に関する資料（介護保険被保険者証, 療育手帳, 精神障害者保健福祉手帳, 身体障害者手帳などの写し）
- ・本人の成年被後見人等の登記がされていないことの証明書
（発行から3か月以内）
- ・本人の財産・収支に関する資料

申立てに必要な費用

(1) 申立手数料

後見又は保佐開始	収入印紙 800 円分
保佐又は補助開始+代理権付与	収入印紙 1,600 円分
保佐又は補助開始+同意権付与(※)	収入印紙 1,600 円分
保佐又は補助開始 +代理権付与+同意権付与(※)	収入印紙 2,400 円分

※ 保佐開始の申立ての場合、民法 13 条 1 項に規定する行為については、同意権付与の申立ての必要はない。

(2) 連絡用の郵便切手 (申立てをする家庭裁判所へ確認)

(3) 後見登記手数料: 収入印紙 2,600 円分

(4) 鑑定費用: 5~20 万円程度が目安

※鑑定は、申立て時に提出する診断書とは別に、裁判所が医師に依頼する形で行われる。鑑定費用は、鑑定が必要と裁判所が判断した場合に納める必要があるため、申立て時には不要。

上記のほか、戸籍謄本、住民票、登記されていないことの証明書、不動産登記事項証明書、固定資産税評価証明書、診断書等の取得に係る費用が必要です。

資料: 裁判所 HP「後見・保佐・補助開始の審判の申立てについて【令和 3 年 4 月版】」、東京大学「市民後見人養成講座テキスト 1」、東京家庭裁判所後見センターサイトを参考に執筆者が作成。

後見人等の就任期間

後見人等の就任期間は、次の1、2の状態になる時まで、です。

1. ご本人が死亡、または失踪宣告を受けた
2. ご本人が能力を回復し、後見等が必要なくなった

また、後見等そのものは終了していないものの、後見人等の交代によりその任務が終了することもあります。

1. 後見人等が死亡し、または失踪宣告を受けた
2. 後見人等の辞任・解任、欠格事由該当
※後見人等は、自由に辞任できるわけではありません。家庭裁判所が「正当な事由」があると判断した場合にのみ辞任することができます。
3. 法人成年後見人等が解散した

上記いずれの場合も、新たな後見人等が選任されます。

また、後見人等に「不正な行為」「著しい不行跡」「その他後見の任務に適さない事由」がある時、家庭裁判所は、職権または申立権者（後見監督人、被後見人、被後見人の親族、検察官）からの請求により、後見人等を解任することができます。

後見人等の仕事の監督

1. 家庭裁判所による監督

成年後見制度では、家庭裁判所が直接、後見人等を監督します。

後見人等は、定期的に家庭裁判所に報告書を提出します。これにより、後見人等による後見等事務が適性に行われているかどうかをチェックします。

また、後見人等が上記の報告書を提出しない場合や、たとえば、ご本人の財産を自らの生活・遊興費や事業資金に流用する等の不正を行った場合には、家庭裁判所は、その後見人等を解任することができます。

2. 後見（保佐・補助）監督人による監督

1.の監督だけでは限界がある等、必要があるとき、家庭裁判所は、後見（保佐・補助）監督人を選任することがあります。

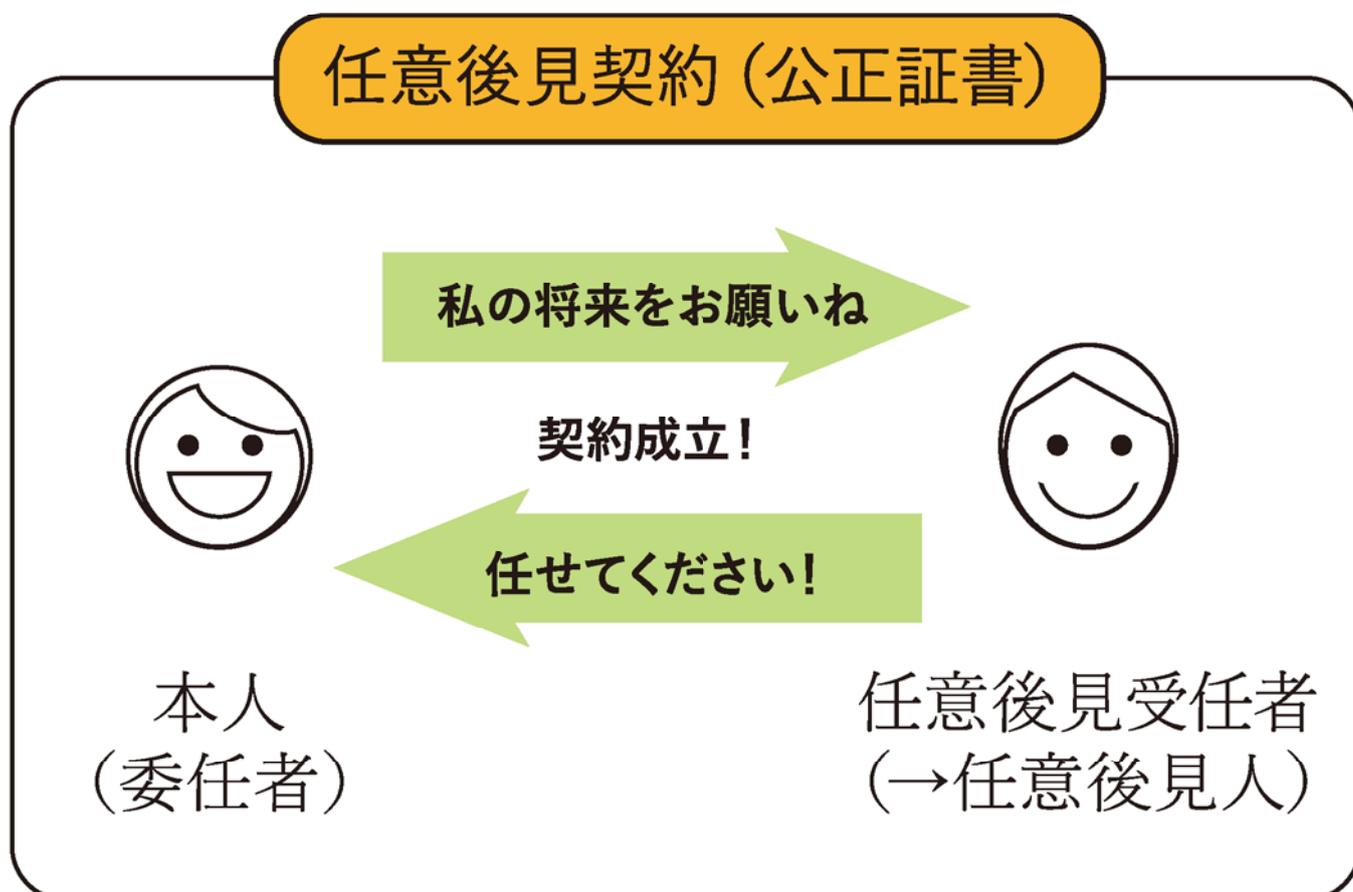
後見（保佐・補助）監督人の主な仕事は、後見人等の事務を監督するほか、たとえば後見人等とご本人との利益が相反する場合に、後見人等に代わってご本人の代理を行うこと等があります。

2. 任意後見制度について

任意後見制度は、将来、判断能力が不十分となったときに備えるための制度です。

判断能力があるうちに、将来、自らの判断能力が低下した場合における財産管理や介護サービス締結等の療養看護に関する事務について、信頼できる方に依頼し、引き受けてもらう契約を結びます。この契約を「任意後見契約」といい、依頼するご本人を「委任者」、引き受ける方を「任意後見受任者」といいます。

なお、「任意後見契約」は「公正証書」により締結します。



その後、本人 (=委任者) の判断能力が低下し不十分となった場合、家庭裁判所に「任意後見監督人選任の申立て」を行います。

申立てができるのは、本人、配偶者、四親等内の親族、任意後見受任者です。

家庭裁判所が任意後見監督人を選任すると、任意後見が開始されます。この段階で、「任意後見受任者」は「任意後見人」となり、任意後見契約に基づき、財産管理や介護サービス締結等の療養看護に関する事務を開始します。



任意後見監督人は、何をする人？

家庭裁判所が選任する「任意後見監督人」は、本人に代わって任意後見人を監督し、任意後見人が契約内容を超えた事務を行うことを防止する役目があります。任意後見監督人を通じて間接的に家庭裁判所が任意後見人を監督することにより、本人の保護を図っています。

任意後見制度の特徴～自己決定権の尊重と本人保護～

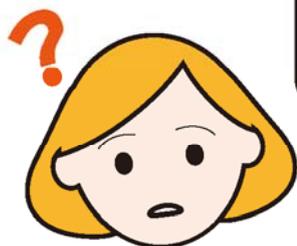
任意後見制度を利用するかどうか？は、本人が決めます。

また、任意後見人に依頼する事務の内容は、契約当事者同士で決めます。つまり、「任意後見契約」は、**本人の意思**をあらわしたものであり、それに従って事務を行うことは「**本人の自己決定権を尊重**」することであるといえます。

また、その契約は「公正証書」により締結されることから公証人のチェックが入ります。さらに、任意後見監督人を通じて、**間接的に家庭裁判所が任意後見人を監督することにより、本人の保護を図ります**。任意後見人に不正行為等がみられた際には、家庭裁判所は任意後見人を解任することができます。

契約締結前に決めておく内容

任意後見契約を締結する前までに、決めておかなければならないことは、「誰に」「何をやってもらうか？」の2つです。



誰に任意後見人をお願いできるの？

任意後見人になるためには、資格は必要ありません。
複数の人や法人に担当してもらうこともできます。

ただし、下記に該当する人は任意後見人になることができません。

- ①未成年者
- ②家庭裁判所で免ぜられた法定代理人、保佐人又は補助人
- ③破産者
- ④行方の知れない者
- ⑤本人に対して訴訟をし、又はした者及びその配偶者並びに直系血族
- ⑥不正な行為、著しい不行跡その他任意後見人の任務に適しない事由がある者



任意後見人に何をやってもらうの？
(代理権の範囲)

任意後見契約で委任する(代理権を与える)ことができるのは、

- ・財産管理に関する法律行為
- ・介護サービス締結等の療養看護に関する事務や法律行為(身上監護)
- ・上記法律行為に関する登記等の申請等、公法上の行為です。



任意後見契約でできないことは、どんなこと？

- ① 身の回りの世話等の介護行為
- ② 入院・入所・入居時の身元保証
- ③ 医療行為についての代諾
- ④ 本人の死後事務(例:葬儀費用の支払い等)

【注意】任意後見は、法定後見と異なり、本人が行った契約を取り消す「取消権」はありません。

※任意後見契約とは別に、①については「準委任契約」、④については「死後事務委任契約」または「葬儀信託」等を契約しておく、より安心です。

任意後見契約—代理権目録(例)—

任意後見人に何をやってもらうのか?が決まったら、任意後見契約(案)と代理行為を具体的に記載した代理権目録を作成します。ご本人と任意後見人候補者とがよく話し合いをする必要があります。

代理権目録(サンプル)

- 1 不動産、動産、債権等全ての財産の管理・保存・賃貸・処分及びこれに関連する事項
- 2 金融機関、証券会社及び保険会社との全ての取引(貸金庫契約を含む)に関する事項
- 3 定期的な収入の受領、定期的な支出を要する費用(公共料金・公租公課等)の支払い及びこれに関連する事項
- 4 生活に必要な送金・金員の受領・物品の購入及びこれに関連する事項
- 5 医療契約、介護契約その他の福祉サービス利用契約及びこれに関連する事項
- 6 次に掲げるものの保管および各事項処理に必要な範囲内での使用に関する事項
①登記済権利証②実印・銀行印③印鑑登録カード・住民基本台帳カード④預貯金通帳⑤各種キャッシュカード⑥有価証券・その預り証⑦年金関係書類⑧土地・建物賃貸借契約書等の重要な契約書類⑨貸金庫の鍵
- 7 前記各事項に関する登記、供託の申請、税務申告、各種証明書の請求に関する一切の事項

資料:町田公証役場ホームページより

任意後見契約の締結から発効までの流れ

「誰に」「何をやってもらうか？」が決まったら、本人の住居の最寄りの公証役場に電話して予約を取ります（相談無料）。

その後、任意後見受任者と一緒に、公証役場へ行き、任意後見契約公正証書を作成します。

公証役場で 任意後見契約を締結

【必要書類】任意後見契約書（案）
本人：戸籍謄本・住民票・印鑑証明書・実印
任意後見受任者：印鑑証明書・実印
住民票（法人の場合、登記事項証明書）

本人の判断能力が低下したら…

任意後見監督人 選任の申立て

原則として「本人の同意」が必要。
本人住所地の家庭裁判所に申立てる。

任意後見監督人選任後 任意後見スタート

誰が任意後見監督人になるか？は、家庭裁判所が決める。
任意後見監督人の審判が確定すると、任意後見受任者は「任意後見人」となる。

任意後見の終了

本人または任意後見人の死亡・破産、任意後見人の後見等開始審判等により、任意後見契約は終了する。

任意後見契約の解除



任意後見契約を締結したけど、やめたくになりました。
どうしたらいい？

任意後見契約の解除は、家庭裁判所が任意後見監督人を選任する「前」と「後」で、手続きが異なります。

任意後見監督人選任 「前」	本人または任意後見受任者は、いつでも契約を解除することができる。 ただし、公証人の認証が必要。
任意後見監督人選任 「後」	正当な事由がある場合に限り、家庭裁判所の許可を得て、契約を解除することができる。 解除を希望する場合には、家庭裁判所に「任意後見契約の解除許可申立書」を提出する。申立てができるのは、本人または任意後見人。

3.法定後見と任意後見の違いについて



任意後見と法定後見、どう違うの？

「任意後見制度」はご本人の意思に基づく「**事前的**」な契約です。一方、「法定後見制度」は、判断能力低下後に利用するため「**事後**」なものといえます。

ただし、**任意後見人の権限は、代理権のみで、法定後見と異なり取消権はありません。**

また、「任意後見制度」では、**本人が任意後見人を選ぶことができます。**

「法定後見制度」は、後見（保佐・補助）人を家庭裁判所が選任します。そのため、本人や親族が希望する通りの成年後見（保佐・補助）人が選任されるとは限りません。

任意後見優位の原則

原則として、任意後見は法定後見に優先されます。

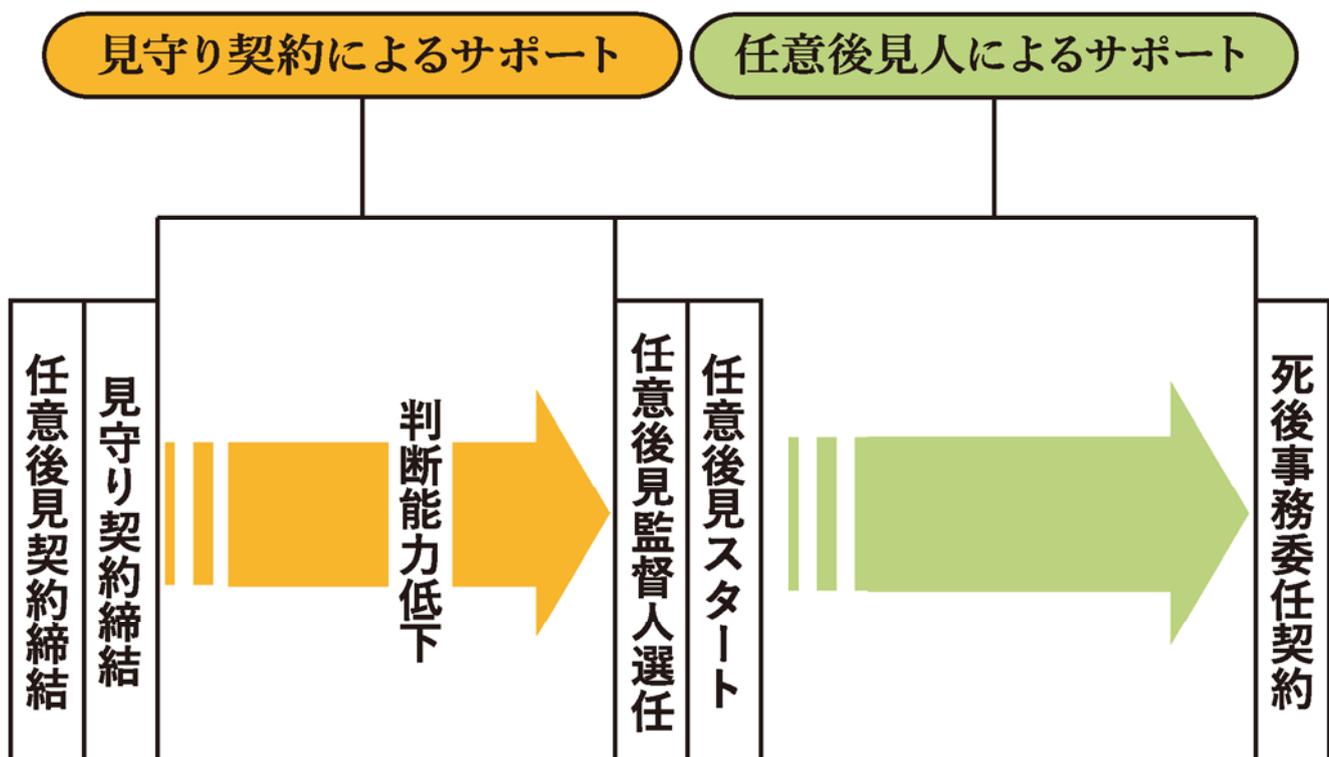
また、原則、任意後見と法定後見が併存することはありません。

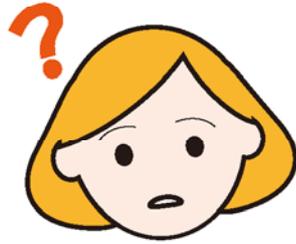
4.任意後見とセットで検討しておきたいもの

任意後見契約締結から任意後見の開始まで、相当な期間が経過することが考えられます。任意後見を開始することなく本人が死亡することはもちろんのこと、任意後見受任者が本人の判断能力の低下に気がつかずたり、本人が任意後見契約を締結したこと自体を忘れてしまったりすることもあり得ます。

そのため、任意後見契約と併せて「見守り契約」、「財産管理契約」、「死後事務委任契約」等の契約を締結し、任意後見の発効まで継続的に支援する仕組みを構築することが一般的です。

本人の判断能力がある内は、見守り契約や委任契約、本人の判断能力が低下した後は任意後見契約による支援を行うため、支援の空白期間がない、というメリットがあります。





見守り契約とは？

本人の健康状態等を把握するために、定期的に訪問するなどして見守るという契約です。



財産管理委任契約とは？

判断能力はあるものの、たとえば身体が不自由になるなどした場合、預貯金の管理や各種手続きが困難になることがあります。そのような場合に、ご自身の財産管理や生活に関する手配等の事務について、信頼できる人に代理してもらうための契約です。



死後事務委任契約とは？

本人が亡くなった時の葬儀等事務に関する委任契約です。ご本人死亡時に葬儀を出してくれる人が身近にいない場合には、検討しておきましょう。

5.成年後見制度利用に係る費用まとめ

法定後見

申立てに必要な費用

家庭裁判所に申立てをする際の費用は、1万円程度(※)です。申立てにかかる必要は、原則、申立人の負担です。

※家庭裁判所の判断により鑑定が実施される場合には、鑑定費用が必要となります。医師により異なり、およそ5～20万円が目安です。

後見人等に支払う報酬や費用

【事務費等】

後見等の業務を行う際に必要となった後見事務費は、被後見人等の財産から支払われます。後見事務費とは、たとえば、交通費、郵送費や書類作成のための帳簿代、各種証明書の取得費用等があります。

【後見人等の報酬】

家庭裁判所が決めます。基本的な報酬目安は、月額2万円です。被後見人等に資力がない場合、「報酬なし」という審判がなされることもあります。

※管理財産額が1,000万円～5,000万円のときは月額3～4万円、5,000万円超のときは月額5～6万円が目安です。後見人等が複数の場合は、この金額を按分します。なお、不動産の売却や遺産分割等を行った場合には、上記報酬に付加報酬が加算されます。

任意後見

任意後見契約公正証書の作成費用

公証役場に支払う費用は、1契約あたり2万円が目安です。

任意後見人に支払う報酬や費用

報酬や業務に必要な費用に関することは、任意後見契約公正証書に記載します。報酬の額、支払方法、支払時期等は、本人と任意後見受任者との間で自由に決めることができます。

報酬は、一般的に、月額5,000円～3万円程度が相場です。

後見監督人等の報酬や費用

任意後見監督事務を行うに際し必要となった経費は、本人の財産から支払います。

任意後見監督人に支払う報酬額は、家庭裁判所が決めます。報酬額は、管理財産額が5,000万円以下の場合は月額1～2万円、5,000万円超の場合は月額25,000～3万円が目安です。

なお、法定後見の場合で成年後見監督人（保佐監督人、補助監督人）がいる場合、その報酬の目安も上記と同様です。

あとがき

成年後見制度は「判断能力が不十分な人を保護する制度」です。

でも「なんだか難しい…」「家庭裁判所は敷居が高い」など、なかなか利用が進んでいないのが現状です。

そこで、当法人では、公益財団法人 大和証券福祉財団の助成を得て、成年後見制度についてやさしく解説した小冊子を作成いたしました。

本小冊子が、皆様が成年後見制度を知っていただくための一助となれば幸いです。

2021年11月
特定非営利活動法人
市民後見センターはままつ

高齢になっても
障がいがあっても
あなたに寄り添い
守ってくれる人がいる

NPO 法人 市民後見センターはままつ
NPO ブログ：<https://kouken.hamazo.tv/>

〒430-0806 浜松市中央区木戸町 4-51

Mail：kouken.hamamatsu@gmail.com

Tel：090-2688-7076

(不在の場合は折り返しご連絡いたします)

Fax：053-462-3236



ブログはこちらから

2025 年 6 月第 2 刷発行